別紙様式2（第6条関係）

 年　月　日

不動産長期貸付許可書

　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 小樽商科大学長　○○　○○

　　　　年　　月　　日付をもって申請のあった本学管理の不動産を貸付することについては，国立大学法人北海道国立大学機構財産管理規程(令和4年度機構第85号。以下「財産管理規程」という。)第13条及び小樽商科大学不動産貸付細則(令和4年樽大細則第4号)に基づき，下記の貸付条件を付して許可する。なお，この許可について不服があるときは，この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に小樽商科大学学長に対して審査請求をすることができる。

記

（貸付許可不動産）

１　貸付を許可する不動産は，次のとおりである。

所　　在

　区　　分

　数　　量　　　　　㎡

（指定する用途）

２　貸付を許可された者は，前記の不動産を　　　　　の用に供しなければならない。

（貸付許可期間）

３　貸付を許可する期間は，　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

（貸付料・補償金及び延滞金）

４　貸付料は，金　　　　　　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　　　　円）とし，請求書発行の日の翌日から起算して20日以内又は貸付期間開始日の前日のいずれか先に到達する日（以下「貸付料入金期限」という。）までに国立大学法人北海道国立大学機構経理課に納入しなければならない。

５　貸付料入金期限までに貸付料を支払わないときは，その翌日から納入の日までの日数に応じ，年　　％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（貸付料の改訂）

６　本学は，経済情勢の変動，財産管理規程の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認められる場合には，貸付料を改訂することができる。

（不動産保全義務等）

７　貸付を許可された者は，善良な管理者の注意をもって不動産の維持保全に努めなければならない。

８　前項の維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費は，貸付を許可された者の負担とし，その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

９　貸付を許可された者は，貸付を許可された期間中，貸付を許可された不動産を第２項に指定する用途以外に供してはならない。

10　貸付を許可された者は，貸付を許可された不動産を他の者に転貸し，又は担保に供してはならない。

11　貸付を許可された者は，貸付を許可された不動産について修繕，模様替その他の行為をしようとするとき，又は使用用途を変更しようとするときは，事前に書面をもって本学の承認を受けなければならない。

（貸付許可の取消又は変更）

12　本学は，次に掲げる場合は，貸付許可の取消又は変更をすることができる。

　　(1) 　貸付を許可された者が貸付条件に違背したとき。

　　(2) 　大学において貸付を許可した不動産を必要とするとき。

　　(3)　 天災その他の事由により貸付を許可した不動産が使用できなくなったとき。

（原状回復）

13　学長が貸付許可を取消したとき，又は貸付を許可した期間が満了したときは，貸付を許可された者は，自己の負担で，学長の指定する期日までに，貸付を許可された不動産を原状に回復して返還しなければならない。ただし，学長が特に承認したきは，この限りでない。

14　貸付を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは，本学は，貸付を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合貸付を許可された者は，本学に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

15　貸付を許可された者は，その責に帰する事由により，貸付を許可された不動産の全部又は一部を滅失又はき損したときは，当該滅失又はき損による貸付を許可された不動産の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし，第13項の規定により貸付を許可された不動産を原状回復した場合は，この限りでない。

16　前項に掲げる場合のほか，貸付を許可された者は，本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは，その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

17　貸付許可の取消が行われた場合において，貸付を許可された者は，貸付を許可された不動産に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても，その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

18　本学は，貸付を許可した不動産について随時に実地調査し，又は所要の報告を求め，その維持使用に関し指示することができる。